

○「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（令和2年12月23日付け基発1223第5号・保発1223第1号厚生労働省労働基準局長・保険局長連名通知）別紙等 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>【別紙】</p> <p>定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る 事業者と保険者の連携・協力事項について</p> <p>2. 定期健康診断等及び特定健康診査の実施と保険者への情報提供の方法等 (1) 定期健康診断等及び特定健康診査の一体的な実施 (略)</p> <p>なお、血糖検査の取扱いについては、「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」（令和2年12月23日付け基発1223第7号）により、定期健康診断等において、ヘモグロビンA1c検査を血糖検査として認めるとともに、随時血糖による血糖検査を行う場合は食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除いて実施すること、また、血中脂質検査の取扱いについては、「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」（令和5年3月31日付け基発0331第12号）により、令和6年4月1日からは、トリグリセライド（中性脂肪）の量の検査は、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、<u>随時中性脂肪により検査を行うことを可とすることとしたため</u>、特定健康診査における取扱いと揃っていることに留意すること。</p> <p>(略)</p>	<p>【別紙】</p> <p>定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る 事業者と保険者の連携・協力事項について</p> <p>2. 定期健康診断等及び特定健康診査の実施と保険者への情報提供の方法等 (1) 定期健康診断等及び特定健康診査の一体的な実施 (略)</p> <p>なお、血糖検査の取扱いについては、「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」（令和2年12月23日付け基発1223第7号）により、定期健康診断等において、ヘモグロビンA1c検査を血糖検査として認めるとともに、随時血糖による血糖検査を行う場合は食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除いて実施すること、また、血中脂質検査の取扱いについては、「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」（令和5年3月31日付け基発0331第12号）により、令和6年4月1日からは、トリグリセライド（中性脂肪）の量の検査は、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、<u>食直後（食事開始から3.5時間未満）を除き随時中性脂肪により検査を行うことを可とすることとしたため</u>、特定健康診査における取扱いと揃っていることに留意すること。</p> <p>(略)</p>

改正後

別表

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目と高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目との関係

		労働安全衛生法 (定期健康診断)	高齢者医療確保法 (実施基準第2条)
(略)	(略)	(略)	(略)
血中 脂質 検査	LDL コレステロール (Non-HDL コレステ ロール)	○#5	□
	HDL コレステロール	○	□
	血清トリグリセライ ド (空腹時中性脂肪)	●#6	□
	血清トリグリセライ ド (随時中性脂肪)	●#6	□
	血糖 検査	空腹時血糖	●#7
	HbA1c	●	□
	随時血糖	●#7	□
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

#6・・・ 食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載
することが必要。

#7・・・ 食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）の採血は避けることが必
要。また、食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として
記載することが必要。

改正前

別表

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目と高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目との関係

		労働安全衛生法 (定期健康診断)	高齢者医療確保法 (実施基準第2条)
(略)	(略)	(略)	(略)
血中 脂質 検査	LDL コレステロール (Non-HDL コレステ ロール)	○#5	□
	HDL コレステロール	○	□
	血清トリグリセライ ド (空腹時中性脂肪)	●	□
	血清トリグリセライ ド (随時中性脂肪)	●#6	□
	血糖 検査	空腹時血糖	●
	HbA1c	●	□
	随時血糖	●#6	□
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

#6・・・ 食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）の採血は避けることが必
要。また、食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記
載することが必要。